

京都市訓令甲第 10 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和5年12月28日

京都市長 門 川 大 作

別表保健福祉局の款障害保健福祉推進室の項地域リハビリテーション推進センター支援施設課の目中

「

地域リハビリ テーション推 進センター支 援施設課	看護師、 保育士及 び福祉施 設指導員	交替に
		午前7時から午後3時4 5分まで
		午前8時30分から午後 5時15分まで
		午前11時30分から午 後8時15分まで
		午後4時から翌日の午前 9時まで

を

」

地域リハビリ テーション推 進センター高 次脳機能障害 支援課	障害者の 日常生活 及び社会 生活を総 合的に支 援するた	交替に
		午前8時30分から午後 5時15分まで
		午後4時から翌日の午前

めの法律 第5条第 10項に 規定する 施設入所 支援に関 する業務 に従事す る職員	9時まで
---	------

に改める。

」

附 則

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)